

札幌第 4897 号
令和 7 年（2025 年）3 月 27 日

市内障害福祉サービス事業所
市内障害者支援施設
市内障害児通所支援事業所 管理者 様
市内障害児入所施設

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
自立支援担当課長

変更届に関する事務負担軽減の取組について（通知）

日ごろより本市の障がい福祉事業にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、障害福祉サービス等の事業者（以下「事業者」という。）が、事業者の指定等に関して本市に行う各種の手続きにつきましては、先にお知らせしましたとおり、事業者の事務負担軽減等のため、届出ごとに簡素化などの取組を行うこととしております。

つきましては、変更届について、令和 7 年 4 月 1 日以降にご提出いただくものから下記のとおり変更します。届出を行う場合は変更内容をご確認の上、本取扱いに沿って必要書類をご提出いただきますようお願いいたします。

記

1 変更内容

(1) 届出方法の変更

これまで、資格要件のある人員（管理者、サービス提供責任者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者及び相談支援専門員）に関する変更のみ、スマート申請による届出を可能としておりましたが、今後、全ての届出をスマート申請により受け付け、紙での受理を廃止します。

なお、スマート申請にアップロードできるデータのファイル形式は PDF とします。

スマート申請により新たに受け付ける「変更届」のメニューは、下記ホームページに掲載します。

《札幌市ホームページ 事業者指定 - 変更届》

https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigyoshasitei/9_henkoutodoke.html



(2) 提出書類の省略及び様式の変更

提出書類のうち、届出内容に関する挙証書類として提出をお願いしていた書類については、原則として提出を省略することとします（例／雇用証明書、研修の修了証書の写し、実務経験証明書、各種資格者証の写し）。

届出内容ごとに省略可能な書類については、「変更届に係る提出書類チェック表」（別紙 1 のとおり）をご確認ください。

また、挙証書類等の省略に伴い、経歴書の様式を別紙 2 のとおり変更します。提出

に当たっては必要事項の記載漏れが無いようご留意願います。

(3) 申告書の提出

提出を省略する書類の内容、当該書類の保管及び届出内容に誤りがあった場合の対応等について本市と事業者の双方で確認するため、届出に当たり提出を省略する書類がある場合は、申告書（別紙3のとおり）をあわせて提出してください。

申告書の様式は、本市ホームページ「変更届」（上記1－(1)参照）に掲載します。

3 その他

本件に関するお問い合わせ等については、スマート申請の質問票をお送りください。
お電話での問い合わせには応じられません。

《スマート申請「質問票」》

<https://ttzk.graffer.jp/city-sapporo/smart-apply/apply-procedure-alias/situmonhyo/door>



札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
障がい福祉課障がい福祉課指定指導担当
E-mail : jigyousyasitei@city.sapporo.jp